

# 告 示

埼玉県告示第千四十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年九月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ヤオコー川越の場新町計画

埼玉県川越市の場新町二十一 七外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- ・ 騒音苦情への対応は誠意をもって対応してください。
- ・ 児童生徒の生活環境の変化も視野に、通学路の安全、交通事故や問題行動に配慮していただきたい。
- ・ 出店予定地の半径二キロメートル圏内には、六商店街が存在しており、今回の出店に伴い商業環境に影響が出るものと思われます。周辺商店街への加入、商店街が実施する事業に対して参加するなど、周辺商店街との共存に對して、御協力をお願いします。

## 二 縦覧期間

平成二十三年九月六日から平成二十三年十月六日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター